

副

許可書

記入しない

年 月 日

住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○

申請者

氏名 ○ ○ ○ ○ ○

記入しない

大阪市長

大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により

年 月 日付受

記入しない

あった件については、次のとおり

り大阪市指令計（風）第

（許可条件）

太枠内は許可申請書（正）と同じ内容を記入

建築物等の敷地の位置	○○ 区 ○○町○○丁目○○番○○				地番を記入
工事種別	建築物等の新築・増築・改築・移転、宅地の造成等、木竹の伐採、廃棄物等の堆積、他（ ）				
	許可申請部分（今回）	建築確認部分			
		申請部分（今回）	申請以外の部分（既存）	合計	
敷地面積	m ² ○○・○○			m ² ○○・○○	
建築面積	m ² ○○・○○	m ² ○○・○○	m ² ・	m ² ○○・○○	
延床面積	m ² ○○・○○	m ² ○○・○○	m ² ・	m ² ○○・○○	
建ぺい率	○○・○○%	○○・○○%	%	○○・○○%	
高さ	○○・○○m	○○・○○m	m	○○・○○m	
構造	○○造	○○造		○○造	
棟数階数	○棟 地上 地下 ○ / ○	○棟 地上 地下 ○ / ○	棟 地上 地下 /	○棟 地上 地下 ○ / ○	
用途	(例) 共同住宅	(例) 共同住宅			
工作物の建設、 宅地の造成等、 木竹の伐採、 廃棄物等の堆積、 意匠変更等の内容	(例) 看板の設置				
	該当するものに○				確認申請以外の部分 がある場合は記入
工事着手予定日	○○年○○月○○日		工事完了予定日	○○年○○月○○日	
敷地所有者	住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○				
	氏名 ○ ○ ○ ○ ○				
備考					

(注)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※申請者住所・氏名および太枠内は申請者記入。